

## [事案 2019-234] 入院給付金支払請求

・令和2年4月8日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の免責事由に該当するとして給付金が支払わなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

包丁で自分の左腹部を刺したことによる多発性腹腔内臓器損傷等により入院し手術したため、平成4年1月に契約した生存給付金付定期保険特約付個人年金保険にもとづき給付金を請求したところ、約款所定の免責事由に該当するとして給付金が支払われなかったが、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社から送られてきた書面では、生命保険は「契約締結後、偶然に発生する保険事故から生じる経済的な損失を、多くのご契約者間で公平に負担することによって成り立っております」、「偶然に発生する保険事故」とは「被保険者の意思等に基づくものは該当いたしません」と記載されているが、今回の自分は精神疾患の病状が高じた結果であり、意思の疎通も困難であると医師から診断を受けた。
- (2) 約款の免責事由では、「精神障害の状態を原因とする事故」とあり、上記(1)と整合性が取れていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院および手術は、災害入院給付金と手術給付金の支払事由に該当するが、約款所定の免責事由（被保険者の精神障害の状態を原因とする事故）に該当するため、給付金の支払対象にはならない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の自傷は、免責事由である「被保険者の精神障害の状態を原因とする事故」に該当するといえ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。